

景観重要公共施設の協議等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（以下「法」という。）第9条第4項及び第8項の規定に基づく協議並びに第10条第1項及び第2項の規定に基づく要請に係る事務処理に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「特定公共施設」とは、山梨県が管理する法第8条第2項第4号ロに定める公共施設で、別表1に掲げるものをいう。

2 この要領において「担当課」とは、特定公共施設を管理する知事部局の本庁課室で別表1に掲げるものをいう。

3 この要領において「関係課」とは、担当課以外の知事部局及び委員会の本庁課室で、特定公共施設の管理に係る課室をいう。

4 この要領において「景観重要公共施設」とは、景観計画区域内の特定公共施設であって、良好な景観の形成に重要なものをいう。

5 この要領において、「占用等の許可」とは、景観重要公共施設のうち、別表2に掲げるものをいう。

(事前の相談及び協議)

第3条 市町村が、法第9条第4項又は第8項の規定に基づく協議をしようとするときは、景観づくり推進室、担当課、その出先機関及び関係課と事前の相談及び協議を行う。

(協議)

第4条 法第9条第4項又は第8項の規定に基づく協議は、様式1により次の各号に掲げる事項をもって行う。

- 一 景観計画の名称及び概要
- 二 特定公共施設の名称
- 三 景観重要公共施設として定める範囲の案
- 四 景観重要公共施設の整備に関する事項の案
- 五 景観重要公共施設の占用等の許可の基準の案

2 前項各号の協議書類は、担当課の出先機関に2部提出する。

(同意)

第5条 担当課の出先機関は、前条の協議に同意する場合は、様式2により景観行政団体に通知する。

2 担当課の出先機関は、当該協議について同意したときは、様式3により担当課に対し、同意した旨を報告する。

(要請)

第6条 法第10条第1項又は第2項の規定に基づく要請は、様式4により次の各号に掲げる事項をもって行う。

- 一 特定公共施設の名称
 - 二 景観重要公共施設として定める範囲の案
 - 三 景観重要公共施設の整備に関する事項の案
 - 四 景観重要公共施設の占用等の許可の基準の案
- 2 前項の要請を行う場合は、第3条の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成21年3月25日から施行する。

この要領は、平成25年4月11日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(別表 1)

特定公共施設	担当課
道路法による道路	道路整備課、道路管理課
河川法による河川	治水課
都市公園法による都市公園	都市計画課
自然公園法による公園事業に係る施設	観光資源課
土地改良法による土地改良事業に係る土地改良施設	耕地課
下水道法による下水道	下水道室
森林法による保安施設事業に係る施設	治山林道課
特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留浸透施設	治水課
砂防法による砂防設備	砂防課
地すべり等防止法による地すべり防止設備及びぼた山崩壊防止施設	砂防課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設	砂防課

(別表 2)

根拠法令	占用等の許可
道路法	第 3 2 条第 1 項 第 3 2 条第 3 項
河川法	第 2 4 条 第 2 5 条 第 2 6 条第 1 項 第 2 7 条第 1 項
都市公園法	第 5 条第 1 項 第 6 条第 1 項 第 6 条第 3 項

様式 1

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

景観法第9条第4項（8項）の規定に基づく協議について

景観重要公共施設について以下のとおり景観計画に定めたいので、景観法第9条第4項（8項）の規定に基づき協議します。

- 1 景観計画の名称及び概要（別紙）
- 2 特定公共施設の名称
- 3 景観重要公共施設として定める範囲の案（別紙）
- 4 景観重要公共施設の整備に関する事項の案（別紙）
- 5 景観重要公共施設の占用等の許可の基準の案（別紙）

（ 問い合わせ先
所属〇〇 氏名〇〇
電話〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇 ）

様式2

番 号
平成 年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

景観法第9条第4項（8項）の規定に基づく同意について

平成 年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについては、景観法第9条第4項（8項）の規定に基づき（以下の条件を付して）同意します。

（条件）

条件がある場合のみ記載

（ 問い合わせ先
所属〇〇 氏名〇〇
電話〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇 ）

様式3

番 号
平成 年 月 日

担 当 課 長 殿

出先機関の長

景観法第9条第4項（8項）の規定に基づく同意について

標記のことについては、以下のとおり同意しましたので報告します。

- 1 景観計画の名称及び概要（別紙）
- 2 特定公共施設の名称
- 3 景観重要公共施設として定める範囲（別紙）
- 4 景観重要公共施設の整備に関する事項（別紙）
- 5 景観重要公共施設の占用等の許可の基準（別紙）

（ 問い合わせ先
所属〇〇 氏名〇〇
電話〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇 ）

様式4

番 号
平成 年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

景観法第10条第1項（第2項）の規定に基づく要請について

景観重要公共施設について以下のとおり景観計画に定められたいので、景観法第10条第1項（第2項）の規定に基づき要請します。

- 1 景観計画の名称
- 2 特定公共施設の名称
- 3 景観重要公共施設として定める範囲の案（別紙）
- 4 景観重要公共施設の整備に関する事項の案（別紙）
- 5 景観重要公共施設の占用等の許可の基準の案（別紙）

（ 問い合わせ先
所属〇〇 氏名〇〇
電話〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇 ）